

静岡県立大学構内（草薙キャンパス）での車の使用に関するルール

1 一般事項

- ① ゲートバーの手前で必ず一旦停止すること。
- ② 大学構内は制限速度（時速 20km 以下）を厳守すること。
- ③ 大学構内は歩行者優先の運転をすること。
- ④ 正面玄関ロータリー内の駐車場は、来客専用（利用時間は、約 1 時間程度とする。長時間になる場合は、大学構内の駐車場をご利用ください。）のため、それ以外の者は大学構内に駐車すること。但し、守衛室で受付をするための一時的な利用や施設室が特に認める場合を除く。
また、正面玄関ロータリー内の通路は、路線バス、郵便及び宅配業者の 5 分以内の停車を除き、駐車をしないこと。
なお、ロータリー駐車場確保の必要がある場合は、予め施設室に申請すること。
- ⑤ サーキュレーション道路及び駐車場 E、F、G は入口から出口に向かって一方通行となっているため、逆走を禁止する。
- ⑥ サーキュレーション道路、駐車禁止の表示（看板、バリケード、ポール、ロープ、路面表示等）があるところ及び消火栓の前並びに消防活動用空地の駐車を禁止する。
- ⑦ 学外者が納品のために駐車する場合は、「業者用」に駐車すること。
- ⑧ 教職員、学外者（納品のため以外）及び一部の認められた学生が駐車する場合は、「教職員用」に駐車し、それ以外の専用駐車場には駐車しないこと。
- ⑨ 枠内（線と線の間）に駐車し、線からはみ出さないこと。
- ⑩ 植物保護等、前進駐車の旨の表示があるところは、前進駐車をすること。
- ⑪ 駐車場内では原則アイドリング運転をしないこと。
- ⑫ ゴミ、動植物（実験用を除く）、火気類（実験用を除く）、その他危険な物は絶対に持ち込まない、捨てないこと。
- ⑬ 駐車場からサーキュレーション道路に出る時は、必ず一旦停止し、左右の安全を確認すること。

2 ユニバーシティプラザ

- ① ユニバーシティプラザ内は、原則車両の進入は禁止。但し、大量の物を運ぶ必要がある場合や物の性質上最短距離で運ぶ必要がある場合等は施設室へ申請の上、許可する場合がある。
- ② はばたき棟と食品栄養科学部棟の間の通路、経営情報学部棟と学生ホールとの間の通路から看護学部棟と図書館の間の通路は通り抜けをしないこと。
- ③ ユニバーシティプラザ内は、最徐行し、歩行者に細心の注意を払うこと。
- ④ 各学部玄関前の石材タイル上及び点字ブロック上は駐車をしないこと。
- ⑤ 荷物の積み降ろし作業中は、誘導員を置くなどして歩行者に十分注意すること。
- ⑥ 登校時間、休み時間（8:30～9:00、10:30～10:40、12:10～13:00、14:30～14:40、16:10～16:20）及び 17:50 以降は走行をしないこと。

静岡県立大学構内図(草薙キャンパス)

全車両一方通行 (→の方向)
構内制限速度 時速 20km 以下

